

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年3月7日（平成29年（行情）諮問第82号）

答申日：平成29年6月28日（平成29年度（行情）答申第124号）

事件名：最高裁判所事務総局規則（最新の溶込み版）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「法務省が紙文書又は電子データとして保有している、最高裁判所事務総局規則（昭和22年最高裁判所規則第10号）（最新の溶け込み版）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年1月31日付け法務省司司第30号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 平成28年度（最情）答申第39号（平成28年12月2日答申）によれば、本件対象文書は、27万円（税込み）で一般に販売され、各地の図書館にも所蔵されている法令集である「現行日本法規」（法務省大臣官房司法法制部編）に掲載され、容易に入手可能であることを理由に司法行政文書開示請求の対象とならない。

(2) 平成27年度法務年鑑81頁及び82頁によれば、法務省大臣官房司法法制部は現行日本法規を編さんしている。

また、特定ホームページの説明によれば、現行日本法規は、国家の事業として編纂され、法務省が責任をもって編集に当たっていることである。

よって、法務省は本件対象文書を保有しているといえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

(1) 審査請求人からの行政文書開示請求

審査請求人は、法務大臣（処分庁）に対し、平成28年12月9日付け（同月12日受付）で、法4条1項の規定に基づき、請求する行政文

書の内容等を「①法務省が最高裁判所から提供された、最高裁判所事務総局規則（昭和22年最高裁判所規則第10号）（最新の溶け込み版）、②「現行日本法規」の出版によって、平成27年度中に法務省が得た収入額が分かる文書（最新版）」として、行政文書開示請求を行った。

（2）審査請求人に対する意思確認

処分庁は、上記（1）の行政文書開示請求につき、請求の趣旨に該当する行政文書を保有していないことから、仮に請求を維持した場合、不開示決定がなされるものと思料されたため、平成28年12月21日付けで審査請求人に対し、文書で請求の維持の意思を確認した。

これに対し、審査請求人から、同月22日付け（同月26日受付）で上記（1）の行政文書開示請求に係る行政文書の名称等の①を「法務省が紙文書又は電子データとして保有している、最高裁判所事務総局規則（昭和22年最高裁判所規則第10号）（最新の溶け込み版）」（本件対象文書）に補正し、②については、行政文書開示請求を取り下げる旨の回答がなされた（以下、①についての行政文書開示請求を「本件開示請求」という。）。

この回答を受け、同日、処分庁から審査請求人に対し、本件対象文書を保有していないことについて電話連絡をした。その際、審査請求人は、「平成27年度の法務年鑑81頁に現行日本法規は法務省が編さんし、さらに現行日本法規には、編著者として法務省大臣官房司法法制部と記載されていることから、法務省において行政文書を保有していると思われる。」などと述べた。

（3）審査請求人に対する再意思確認

処分庁は、本件開示請求につき、上記（2）の電話連絡の結果を考慮してもなお本件対象文書を保有していないことから、仮に請求を維持した場合、不開示決定がなされるものと思料されたため、平成29年1月13日付けで審査請求人に対し、文書で請求の維持の意思を再確認した。

これに対し、審査請求人から、同月16日付け（同月17日受付）で、本件開示請求に関して請求を維持する旨の回答がなされた。

（4）行政文書不開示決定

処分庁は、本件開示請求につき、法9条2項に基づき、不開示理由を「当該請求に係る行政文書を保有していないため。」とした上で、不開示決定（原処分）をした。

（5）原処分に対する審査請求

本件は、この原処分に対し、審査請求人から、平成29年2月6日付け（同月7日受付）で、処分庁が行った行政文書不開示決定を取り消す決定を求めるといふ趣旨の審査請求がなされたものである。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

原処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 平成28年度（最情）答申第39号（平成28年12月2日答申）によれば、本件対象文書は、27万円（税込み）で一般に販売され、各地の図書館にも所蔵されている法令集である「現行日本法規」（法務省大臣官房司法法制部編）に掲載され、容易に入手可能であることを理由に司法行政文書開示請求の対象とならない。

イ 平成27年度法務年鑑81頁及び82頁によれば、法務省大臣官房司法法制部は現行日本法規を編さんしている。また、特定ホームページの説明によれば、現行日本法規は、国家の事業として編纂され、法務省が責任をもって編集に当たっているとのことである。

3 原処分の妥当性について

審査請求人は、原処分の不当性を主張しているため、原処分の妥当性について、以下検討する。

(1) 現行日本法規の編さんについて

現行日本法規は、法務省大臣官房司法法制部（以下「司法法制部」という。）が編さんし、特定会社Aが刊行している現に効力がある法令を体系的に分類、編集した加除式総合法令集である。

現行日本法規に掲載されている法令について、それが改正されて官報等で公布された場合、特定会社Aにおいて、その内容を新たに溶け込ませた確認資料を作成し、司法法制部では、特定会社Aが持ち込む確認資料を点検した上で、特定会社Aにその確認資料を返却している。

(2) 本件対象文書の保有の有無について

本件開示請求に係る法令は、現行日本法規に掲載されているが、上記3（1）記載のとおり、本件対象文書たる当該法令の改正を溶け込ませた確認資料は、司法法制部で点検後、特定会社Aに返却しているため、処分庁は保有していない。

したがって、原処分は妥当である。

(3) 上記2（2）アの審査請求の理由について

審査請求人は、処分庁が、本件対象文書が容易に入手可能であることを理由に司法行政文書開示請求の対象とならないとして、不開示決定をしたかのような主張をしているが、原処分の理由は、本件対象文書を保有していないためであるから、かかる主張はそれ自体失当である。

4 結論

以上のことから、処分庁は、本件対象文書を保有しておらず、法9条2項の規定に基づき不開示決定をした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成29年3月7日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月29日 | 審議 |
| ④ 同年4月17日 | 審議 |
| ⑤ 同年5月29日 | 審議 |
| ⑥ 同年6月20日 | 審議 |
| ⑦ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「法務省が紙文書又は電子データとして保有している、最高裁判所事務総局規則（昭和22年最高裁判所規則第10号。以下省略する。）（最新の溶け込み版）」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、法務省は本件対象文書を保有しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、本件開示請求の対象となり得る文書として、「現行日本法規の編さん過程において作成される確認資料」を挙げた上、本件開示請求に係る法令（最高裁判所事務総局規則）は、現行日本法規に掲載されているが、最高裁判所事務総局規則が改正されて官報等で公布された場合、特定会社Aにおいて、その内容を新たに溶け込ませた確認資料を作成し、司法法制部では、特定会社Aが持ち込む確認資料を点検した上で、特定会社Aにその確認資料を返却しているため、処分庁はこれを保有していない旨説明する。
- (2) そこで検討すると、最高裁判所事務総局規則の最終改正日は昭和56年3月18日であり、この点も併せ考えると、本件開示請求の時点（平成28年12月12日受付）において、処分庁が当該確認資料を特定会社Aに返却しており、これを保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないから、是認できる。
- (3) なお、当審査会事務局職員をして、改めて、本件開示請求の対象となり得る文書の保有の有無について諮問庁に確認させたところ、法務省においては、「最高裁判所事務総局規則（最新の溶け込み版）」の内容が記載されている文書としては、「現行日本法規」と、最高裁判所から提供を受けた例規集である「最高裁判所規則集」を保有しているとのこと

であった。

しかしながら、最高裁判所事務総局規則は、最高裁判所規則の一つであるところ、裁判所公文方式規則 2 条によれば、最高裁判所規則は、官報により公布することとされており、同規則は、公布の手續が踏まれ、官報に掲載されることにより広く周知が図られており、法令の条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手が可能であることから、上記の「現行日本法規」及び「最高裁判所規則集」に掲載されている最高裁判所事務総局規則については、法 2 条 2 項に規定する行政文書に該当せず、法の開示請求制度の対象とはならないものと解すべきである。

(4) その他、本件対象文書の存在をうかがわせるような事情もないことから、法務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、法務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史